行政常任委員会

令和3年7月13日(火) 午前10時12分開 会

○南委員長 それでは、定刻より少し早いようですけど、全員おそろいですので、 ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

先ほど本会議場にて、市長から追加上程の提案理由の説明がございました。議案 第45号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決について、担当課 より説明を求める前に、まず、市長のほうから一言あれば。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、追加議案のための行政常任委員会を開催していただきまして、 誠にありがとうございます。

先ほど委員長がおっしゃっていましたように、本委員会に付託されております議案につきましては、議案第45号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決についてであります。

それでは、担当課より提出議案についての詳細を説明させていただきますので、 よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、福祉保健課長より付託議案の説明を求めます。

○山口福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第45号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決 についてにつきまして、予算書及び資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の8、9ページを御覧ください。

通知いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金798万3,000 円の増額は、1節社会福祉費補助金798万3,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金798万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に伴い、収入の減少や失業等により都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付け等を借り終わったなどの世帯に対して、生活困窮世帯の支援を行うための支援金に係る国庫補助金になりま す。

次に、歳出でございます。

10ページ、11ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、9目生活困窮者自立支援事業費798万3,00 0円の増額は、細目生活困窮者自立支援事業費798万3,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に伴い、収入の減少や失業等により都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けを借り終わったなどの世帯に対して生活困窮世帯の支援を行うための支援金に係る事業費でございます。詳細につきましては、資料に基づき、課長補佐から御説明させていただきます。

通知いたします。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 それでは、資料に基づき説明させていただきます。

資料の1ページ、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について御説明申し上げます。

(1) 目的……。

(発言する者あり)

- ○南委員長 お願いします。
- ○福山福祉保健課長補佐兼係長 改めまして、資料1の新型コロナウイルス感染 症生活困窮者自立支援金について御説明申し上げます。
 - (1)目的といたしまして、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に伴い緊急小口資金等の貸付けが限度額に達している世帯等のうち、一定の要件、収入、資産等を満たすものに対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するものといたします。
 - (2) 支給対象者でございます。都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けにおける総合支援資金の再貸付けを借り終わった世帯、これは最大で200万円となっております、または8月までに借り終わる世帯などということでございます。
 - (3)支給額につきましては、月額で単身世帯 6 万円、2人世帯で8 万円、3人以上の世帯で1 0 万円。それから、対象見込み世帯数は、尾鷲市で3 0 世帯を見込んでおります。この3 0 世帯の算出方法につきましては、尾鷲社協さんが窓口というふうなことで申請の受付業務をされていましたので、そこから何世帯、何人世帯の申請があったかという情報を提供していただきまして、予算額を計上させていた

だいております。

それから、(4)支給期間につきましては、7月以降の申請月から3か月、申請受付は8月末までとなっております。

(5) 事業費につきましては798万3,000円で、支援金が708万円、それから委託費としまして、社会福祉協議会の委託料90万3,000円としまして人件費委託料となっております。

それから、(6) 財源といたしまして、全額国庫負担金としまして新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金798万3,000円となっております。 説明は以上でございます。

- ○山口福祉保健課長 以上が、議案第45号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。
- ○南委員長 説明は以上です。御質疑のある方。
- ○小川委員 ちょっと二、三お聞きいたします。

まず、参考までに小口貸付けの推移というのがもし分かれば、社協さん、何か忙 しそうだったので、最近増えているのかどうか、その推移が分かれば教えてくださ い。

- ○山口福祉保健課長 過去についてはちょっと、現在資料がございませんが、今 現状として、対象世帯数は37世帯が緊急小口資金の借入れをされている世帯数と なります。
- ○小川委員 借りているのは37世帯だけですか。
- ○山口福祉保健課長 今回支援金の対象となる小口資金を借りられている世帯数 としては37というふうに尾鷲市の社会福祉協議会から情報をいただいております。
- ○小川委員 支給対象者を把握するのは、再貸付けに関する情報を持つ社協さんだと思うんですけど、それが必要なんですけれども、どれだけ再貸付けに関する要件を満たしているかというのは、これ、市長、情報って共有するんですか。
- ○山口福祉保健課長 先ほど言った緊急小口資金の借入れをされている方、その 後、総合支援資金という生活再建までの間に必要な生活費用の貸付けというのも貸 付けの中に種類としてございます。そういった貸付けや、さらに再貸付けを終えた 方が今回の生活困窮者自立支援金の対象となっております。

支給要件につきましては、当然、この貸付資金等の業務というのは尾鷲市の社会

福祉協議会が窓口となって、三重県の社会福祉協議会がやっておるんですけれども、 それらのデータ等をいただいて、実際今回の生活支援の自立支援金につきましては、 収入要件で、1人世帯ですと月額11万2,000円、資産要件、預貯金等が46 万8,000円、あと、休職等要件ということで、主にこれは休業とか失業された 方が主な対象者ということですので、ハローワークでの相談や応募とか面接を受け られた方、この3点の要件を満たした方が対象となるということになります。

- ○小川委員 緊急小口資金やら総合支援資金をまだ利用していない方で、再貸付けを申請して不決定となった方は、この支給対象とはならないんでしょうか。
- ○山口福祉保健課長 委員言われるように、申請されて認められなかった方も今 回の生活困窮者自立支援金の対象となります。
- ○小川委員 支給期間が3か月なので、支給終了後、まだ困窮者の方、出てくる と思うんですけど、その方の対応とか計画というのはないですか。
- ○山口福祉保健課長 今回の生活困窮者の自立支援金は、生活困窮者が自立していただくための支援金になります。相談業務等は社会福祉協議会さんが実際今回もやられるんですけれども、福祉保健課と連携しながら、今後の自立に向けて何かよい手だてはないか等、連携しながら自立に向けていっていただくように協議しながら進めていきたいと考えております。
- ○小川委員 ということは、今後ということは、先ほどの生活困窮者自立支援の ほうで就業支援とか、その後そういうのをやっていくということで理解すればよろ しいですか。
- ○福山福祉保健課長補佐兼係長 小川委員のおっしゃるとおり、そういうことで いろいろな相談支援につなげていきたいと思います。
- ○小川委員 担当課としてどのように関わっていかれるんですか、これから。社 協との間で。
- ○福山福祉保健課長補佐兼係長 どうしても生活困窮されている方にとっては、 もうこれ、支援金で最終的な手段という、国も方針を示されていますので、場合に よっては生活保護の申請という選択も含めて、相談支援ということで考えておりま す。
- ○小川委員 しつこくて申し訳ないですけど、濵中委員さんもよく言われていましたけど、ワンストップで相談窓口ということで、どこに、ここに、担当課に来ればいいのか社協に行けばいいのか分からない人も出てくると思うんですけど、そういった考えは、ワンストップでできるような方法というのはないものなんですか。

- ○福山福祉保健課長補佐兼係長 どちらが窓口でもいいんですけれども、常に担当同士で、毎日というほど連絡を取り合っていますので、どちらに来ていただいても情報はすぐに速やかに共有できる状況は取っております。
- ○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、議案第45号の補正予算(第5号) の審査を終了いたします。

執行部、ありがとうございました。

それでは、当委員会に追加付託となりました議案第45号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決について、委員会の採決を採りたいと思います。

議案第45号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決について、 可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(举 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。

挙手全員で、委員会として可決すべきものと決しました。

以上で行政常任委員会を終了いたします。御苦労さまでございました。

(午前10時26分 閉会)